

名古屋市会政務活動費に係る収支報告書のインターネットの利用
による公開に関する要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、名古屋市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年名古屋市長令第1号。以下「条例」という。）第8条の趣旨に鑑み、収支報告書のインターネットの利用による公開について必要な事項を定め、もって政務活動費の使途の透明性の確保に資することを目的とする。

（公開の対象）

第2条 インターネットの利用により公開する収支報告書は、条例第7条第1項の規定により議長が保存している収支報告書とする。

（公開の時期）

第3条 収支報告書のインターネットの利用による公開は、収支報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過する日の翌日（その日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下この条において「休日等」という。）であるときは、その直後の休日等でない日）までに開始する。

（公開の方法）

第4条 収支報告書のインターネットの利用による公開は、本市のウェブサイトを用いて行うものとする。

（公開の期間）

第5条 収支報告書のインターネットの利用による公開期間は、第3条の公開を開始した日の翌日から起算して1年間とする。ただし、議長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第2条から第5条までの規定は、令和4年4月1日以後に条例第5条第1項の規定により提出された収支報告書であって、条例第7条第1項の規定により議長が保存している収支報告書について適用する。

- 3 令和4年4月1日から施行日までの間において条例第5条第1項の規定により提出された収支報告書であって、条例第7条第1項の規定により議長が保存している収支報告書に対する第3条の規定の適用については、同条中「収支報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過する日の翌日」とあるのは「施行日」とする。